

茶業関係者×農林水産省「茶育」プロジェクト実施要領

第1 目的

茶は日本人の生活と文化になくなくてはならないものであり、また中山間地域等における重要な基幹作物として、地域経済においても重要な役割を担っていますが、その消費量は長期的に減少しており、特に若い世代で顕著となっています。

茶業関係者の間では、こうした状況を踏まえ、地域住民が子どもの頃から茶に親しむ習慣を育むことができるよう、学校教育の場で茶を活用した食育（以下「茶育」という。）に取り組む事例もあるものの、地域によっては認知が十分に進んでいない等といった課題も出てきています。

このため、茶育に取り組む茶業関係者とその内容等を「見える化」し、学校関係者に共有することでマッチングを図る「茶業関係者×農林水産省『茶育』プロジェクト」を実施することにより、茶を活用した食育（以下「茶育」という。）を推進することとします。

第2 実施時期

令和5年1月から随時

第3 実施内容

- (1) 農林水産省は、小・中学校において、日本茶に関する各種出前授業、茶の植樹・摘採、茶製造工場見学等の茶育の取組を提供可能な茶業関係者を広く募集します。
- (2) 応募される茶業関係者は、実施可能な取組内容を別紙の応募様式にご記入の上、以下まで送付をお願いします（当該様式の項目を記載していれば、様式を用いずに送付いただくことも可能です）。
（送付先）
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ
メールアドレス：nihoncha_kurashi@maff.go.jp
電話：03-6744-2194（直通）
- (3) 農林水産省は、応募のあった茶業関係者の実施可能な取組内容、地域、連絡先等の情報をリスト化し、農林水産省のウェブサイト上に掲載するとともに、学校関係者向けメーリングリスト等を活用して情報提供を行います。
- (4) 茶育の取組の実施を希望する学校関係者は、リストに掲載された茶業関係者に

直接連絡を取り、実施内容や時期等を調整いただきます。

第4 留意事項等

- (1) 農林水産省は、茶業関係者から応募いただいた情報を本プロジェクトのみに使用します。また、応募情報のウェブサイトへの掲載に当たっては、農林水産省が応募者と事前に調整できるものとし、掲載した情報は、応募者の希望に応じ、随時、変更等について調整できるものとしします。
- (2) 農林水産省は本プロジェクトの効果的な推進の観点から、応募いただいた茶業関係者に対し、実施状況等を問い合わせる場合があります。
- (3) 茶業関係者は、以下をすべて満たしている場合に限り、応募することができるものとしします。
 - ① 応募いただく内容は、応募する茶業関係者が自ら確実に実施できること
 - ② 学校関係者との調整が可能な体制を有すること
 - ③ 茶育の取組に係る衛生上の危害及びその他危害の発生防止が図られているなど、食品衛生を含む関係法令等を遵守した内容であること
 - ④ 当該茶業関係者が個人である場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合にあってはその代表者、理事その他経営に実質的に関与している者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと